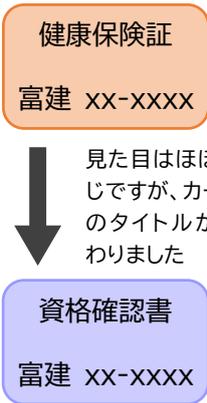
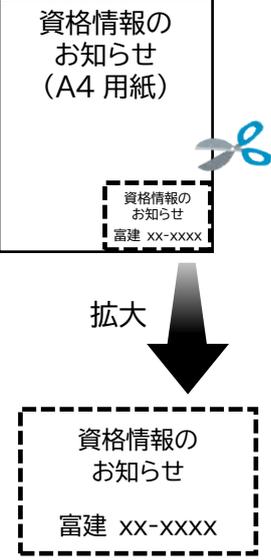


令和6年12月2日以降の資格確認書の発行について

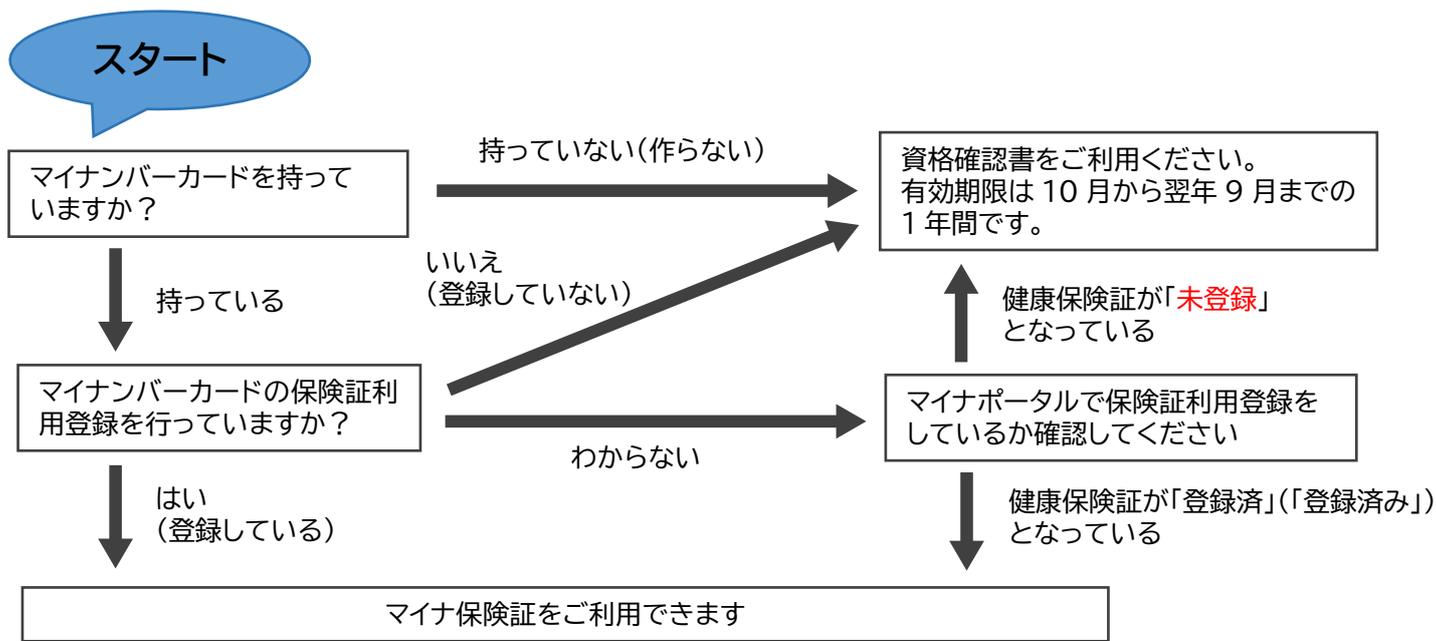
マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方は、建設国保組合から交付される資格確認書を提示すれば、これまでの保険診療を受けることができます。

	健康保険証の取り扱い	資格確認書の発行
R6.12.1時点で既加入済みの方	現行の「健康保険証」は、券面の有効期限まで利用可能です。	住所などの変更があった時は、マイナ保険証の保有状況を確認し、発行します。
R6.12.2以降に加入される方	「健康保険証」は発行されません。	資格取得時などに、マイナ保険証の保有状況を確認し、発行します。

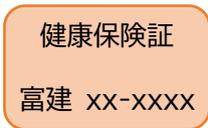
(参考)医療機関等受診時のマイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法
①	マイナ保険証	マイナンバーカード 	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
②	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マイナンバーカードをお持ちでない方</div> 資格確認書	従来の健康保険証と同じカード型 (色は薄紫) 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時等にマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行 R6.12.1時点で既加入者にはR7.9月に一斉交付予定 	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
③	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">マイナンバーカードをお持ちの方</div> 資格情報のお知らせ	A4サイズの内紙 (右下を切り取ってご利用ください) 	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時等に送付 R6.12.1時点で既加入者にはR7.7月に一斉交付予定 ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可 	カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診するとき	マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診不可

ご自身がマイナ保険証を利用できる状況か、ご確認ください



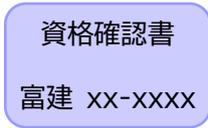
病院の窓口で掲示するもの



券面の有効期限まで使えます



病院の窓口では「マイナ保険証」を使います。「資格情報のお知らせ」は、病院等のカードリーダーに不具合等があった場合に使用します。「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。



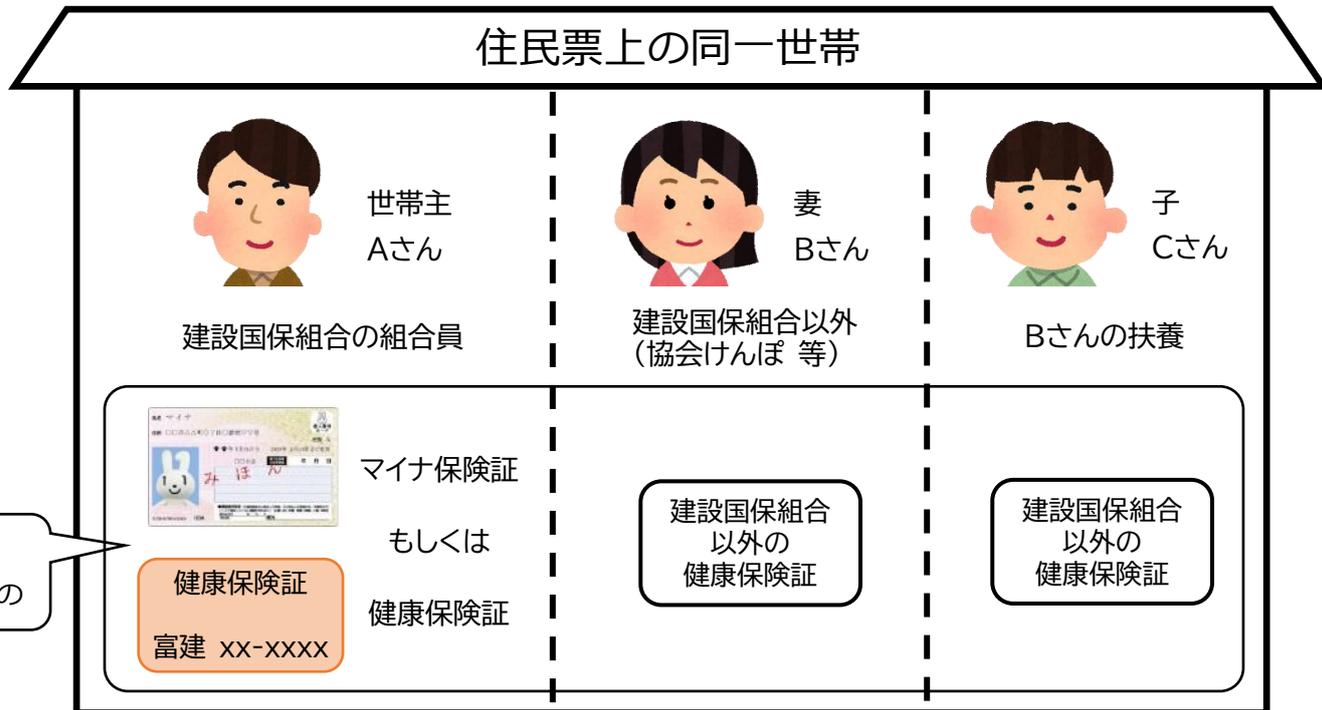
券面の有効期限まで使えます

その他の医療証やお薬手帳はこれまで通りお持ちください

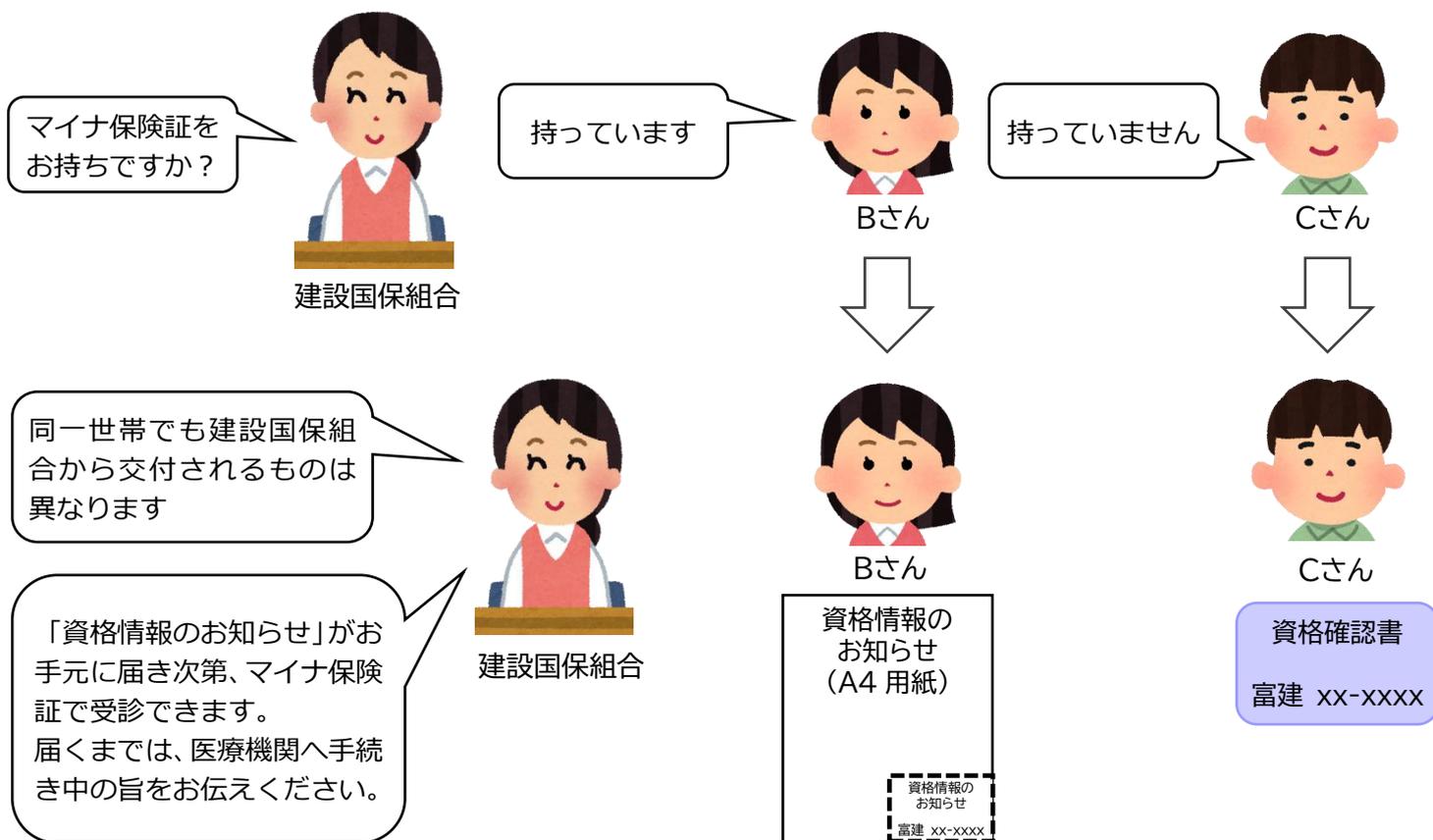


70歳未満の方が建設国保組合へ加入するとき

建設国保組合に加入している組合員Aさん一家の場合(イメージ)



BさんとCさんが、Aさんの家族被保険者として建設国保組合に加入
 →建設国保組合では、BさんとCさんにマイナ保険証を持っているか確認します

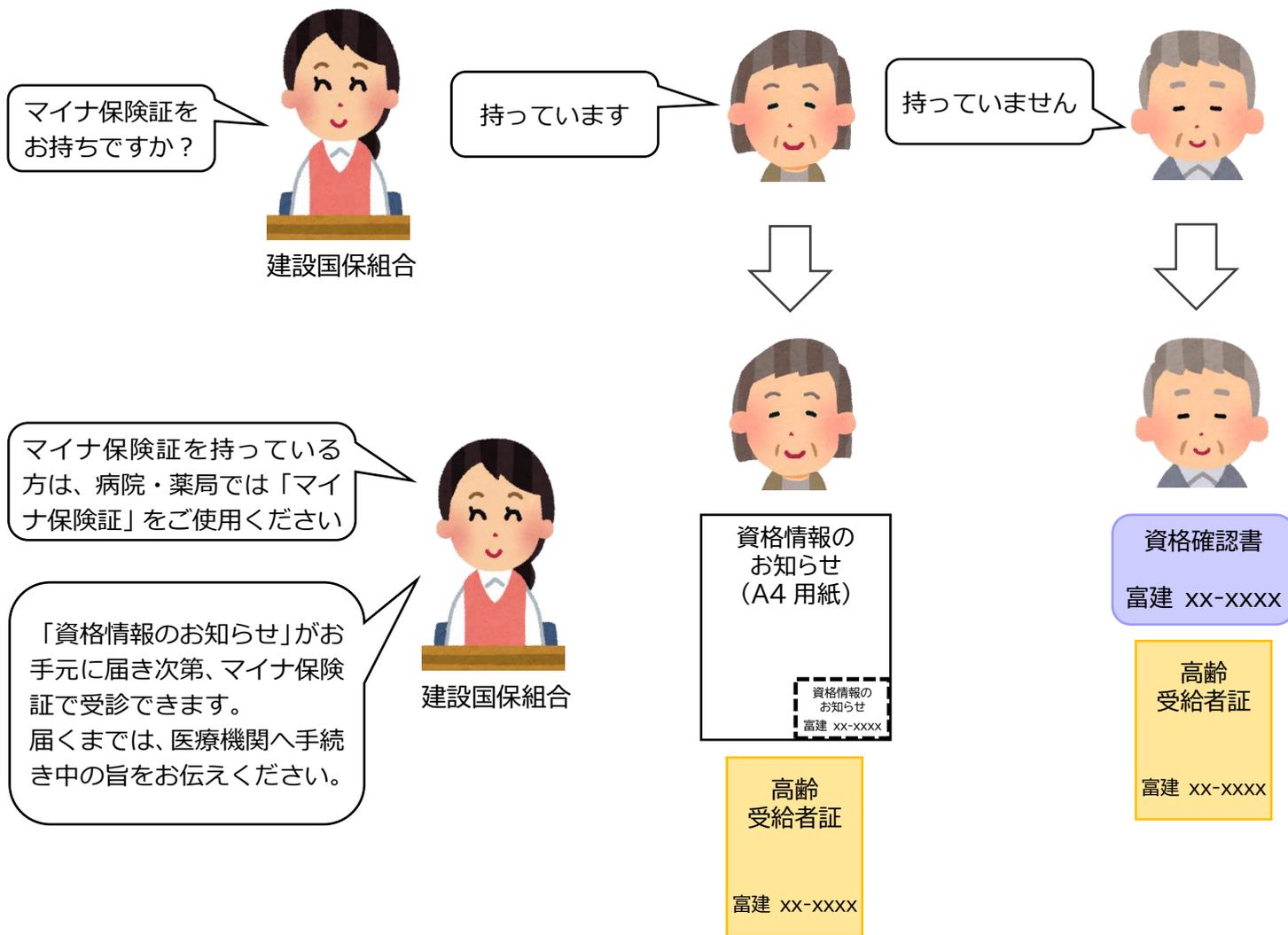


マイナ保険証を持っているBさんには「資格情報のお知らせ」(A4 サイズ用紙)
 マイナ保険証を持っていないCさんには「資格確認書」(カード型)が交付されます。

70歳以上の方が建設国保組合へ加入するとき

70歳以上 75歳未満の方には、これまで保険証のほかに高齢受給者証を交付してきましたが、R6.12.2以降に 新規加入・家族追加・再交付 をするときは、マイナ保険証の保有状況により取り扱いが異なります。

ただし、マイナ保険証の保有状況に関わらず、高齢受給者証は当面交付します。

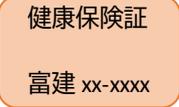
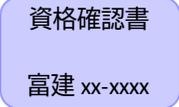


各種届出について

マイナ保険証をお持ちの方も、氏名や住所が変わられたときは必ず建設国保組合へ届け出てください。マイナンバーカードの券面の情報が変更されても、建設国保組合で登録している氏名や住所は変更されません。



令和6年12月2日以降の医療機関等の受診方法（70歳未満）

受診方法	年	R6年				R7年												R8年												R9年								
	月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	...						
						制度改正日（12月2日）						経過措置期間終了（9月30日）																										
保険証  富建 XX-XXXX	→					※10月：経過措置期間終了後 使用不可																																
資格確認書  富建 XX-XXXX （有効期限：10月～最長翌年9月まで）						※制度改正後使用可能 →						※10月：経過措置期間終了後 使用不可												→												※10月：一斉更新 ※申請不要 （9月中：一斉交付）		
マイナ保険証 	→																																					
マイナ保険証 + マイナポータル  	→																																					
医療機関等で オンライン資格 確認が利用で きない場合 マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 資格情報のお知らせ （A4用紙）  </div>						※制度改正後使用可能 →						※資格情報のお知らせ →												※7月中：「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証と紐づいている方へ一斉交付予定 ※申請不要														

